

資格取得前に申請が必要です！

令和2年度鮭川村資格取得支援事業

仕事に役立つ資格を取得した場合、経費の2分の1（上限1人10万円）※
を村が補助します。

※交付額は千円未満切り捨て

対象者

村内に住所を有し、満70歳までの方で、対象となる資格取得に係る経費を負担した方

※申請者の世帯は補助の申請時において村税等に滞納の無いこと

※学生で未成年の方は、本人・保護者ともに、村内に住所を有すること
（村外へ通学している学生も可）

※村内事業所に勤務している方は、経営者を含み1事業所につき同一年度2人まで

※国・県等から同様の補助を受けた方は、対象となりません。



対象資格

国家資格及び国家検定（技能検定）

例：介護福祉士、調理師、危険物取扱者、宅地建物取引主任者、自動車整備士
大型自動車免許、情報処理技術者、食品衛生管理者、狩猟免許など

※対象資格については、下記までご相談ください。

対象経費

資格取得に必ず要する講習等の受講料（教材費含む）、受験料、資格登録料など

※旅費等は除きます。

申請期限

令和3年3月31日まで

※令和2年4月1日以降に受講または受験したもの

※予算に限りがありますので、資格取得を検討される方は令和2年
10月30日（金）までご相談ください。



手続き

1. 補助金交付申請

補助金交付申請書に資格取得に必要な経費がわかるパンフレット等を添えて産業振興課へ提出
してください。 ※学生で未成年の方は、保護者が申請してください。

2. 交付決定

審査の上、交付決定通知を送付します。

3. 資格取得

必要な講習等を受講し、資格を取得してください。

4. 実績報告

実績報告書に、領収書、資格取得を証明する免許書等、必要書類を添付して産業振興課に提出
してください。 ※学生で未成年の方は、保護者が申請してください。

5. 補助金の交付

指定の口座に、補助金を振込みます。

※ご不明な点がございましたら、下記あてにお問い合わせください。

産業振興課林政商工係 Tel 55-2111（内線253）